

春の火災予防運動

3月1日～7日

『消したかな』あなたを守る 合言葉

3月1日から7日まで、『消したかな』あなたを守る「合言葉」を統一標語に、春の火災予防運動が全国一斉に繰り広げられます。市では、運動期間中、消防車による防火広報や保育園児の「火の用心」ハッピー通園などで、火災予防を呼び掛けます。



平成22年中の市内の火災発生件数は66件でした。その内訳は、「建物火災」が40件、「車両火災」が

6件、「その他の火災」が20件でした。21年中と比較すると、総件数で19件の増加で、建物火災が14件、その他の火災が5件増加しました。また、建物火災のうち、住宅火災が23件で、建物火災全体の57・5割を占めています。ご家庭での火気やたばこの吸い殻などの取り扱いについて、もう一度確認しましょう。

なお、条例により、住宅用火災警報器の設置と維持が義務付けられています。火災の早期発見と避難のために、設置と維持に努めてください。

詳しいことは、消防本部予防課（89局9682番）へ、お問い合わせください。

3月2日(水)から

「さららの里」の利用予約を受け付け

3月2日(水)から、野外センター「さららの里」(北設楽郡設楽町)の利用予約を受け付けます。詳しいことは、野外センター

「さららの里」(0536)62局2555番)へ、お問い合わせください。

開設期間 4月28日から11月30日まで(無休)

予約方法 利用日の3カ月前から受け付け。午前8時30分から午後5時15分までに、電話で、野外センター「さららの里」へ。ただし、4月28日から6月1日までが利用期間の初日となるものは、3月2日(水)から受け付け
対象 市内外を問いません(中学生以下の方が利用する場合は、成

人の保護者の同伴が必要)
利用制限 学校などが野外教育活動をしているときは、ケビン以外の施設は利用できません

その他 自炊の宿泊施設です。施設内に、売店、食堂はありません。また、ペット連れでの利用はできません。3月2日(水)からはホームページ(<http://www7.ocn.ne.jp/~shirara/>)で予約状況の確認ができます。なお、3月8日から4月26日までの火曜日は、予約の受け付けができませんのでご了承ください

臨時職員を募集

商工観光課 ☎89-2140

市では、短期の雇用機会を創出する事業を実施し、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者などの失業者を対象に、平成23年4月または5月に採用予定の臨時職員を募集します。

申込期間や賃金などの詳細については、各事業実施課へ、お問い合わせください。

業務内容	人数	採用時期	事業実施課
特定健康診査の受診率向上のための電話による勧奨、健診受付、事務など	1人	4月	保険年金課 ☎89-2135
台帳整理、現地調査など	1人	4月	農務課 ☎89-2138
ポイ捨ておよび資源持ち去り防止パトロール、啓発活動、清掃活動など	2人	4月	清掃事業課 ☎89-2166
不法投棄防止の市内夜間巡視、不法投棄物の撤去作業など	4人	4月	清掃工場 ☎87-4010
小・中学校の教科指導の補助(教員免許が必要)	13人	4月	学校教育課 ☎88-8033
学校図書館の蔵書整理や環境整備など(司書教諭または図書館司書免許が必要)	4人	4月	学校教育課 ☎88-8033
市営墓地および市内墓地の現地調査、情報整理など	6人	5月	環境課 ☎89-2141

「校区ヒヤリ地図」を

ご利用ください

市では、市民の皆さんが市内の安全について再確認し、より安全で安心なまちづくりを目指すために、「校区ヒヤリ地図」を作成しました。これは、道路などを歩いてヒヤリとしたり、周囲の視線が届かなくてハッとしたりした危険箇所を、小学校区別の地図にまとめたものです。

この機会に、より一層の安全意識の向上を図り、交通事故と街頭犯罪の発生を防止していきましよう。

この「校区ヒヤリ地図」は、4



校区ヒヤリ地図

月初旬に、各町内会を通して配布しますので、ぜひご利用ください。また、4月以降は、地域安心課（北庁舎2階）でも配布します。

なお、お手元に届かなくて郵送を希望される方は申し込みが必要です。地域安心課へ、ご連絡ください。

詳しいことは、地域安心課（89局2149番）へ、お問い合わせください。

パブリックコメント手続

ご意見をお寄せください

市では、「パブリックコメント手続」により、「豊川市バリアフリー基本構想」に対するご意見を募集します。募集期間は、2月16日から3月18日までです。

内容の詳細については、都市計画課（北庁舎3階）をご覧ください。また、一宮総合支所、音羽・御津・小坂井支所、プリオ窓口センター（プリオビル5階）、豊川・御油・牛久保・八南の各公民館でもご覧いただけます。市ホームページ

木造住宅耐震改修の上乗せ補助

建築課 ☎89-2117

市では、一層の耐震化の促進を図るために、これまでの木造住宅耐震改修の補助に加えて、緊急支援として、1戸当たり30万円（限度額）の上乗せ補助を実施します。

募集件数 25件

募集条件 ①木造住宅耐震診断を以前に実施、もしくは平成23年度に木造住宅耐震診断を実施する②平成23年度に木造住宅の耐震改修を行う③従来の木造住宅耐震改修費補助が受けられる耐震改修工事を行う——のすべてに該当すること

申し込み 3月1日から24日まで受け付け。所定の申込書に記入の上、直接、建築課（北庁舎3階）へ。申込書は建築課にあります（市ホームページからもダウンロードできます）。市ホームページからも申し込みできます。応募者多数の場合は抽選

その他 抽選の場合は、3月25日（金）午後2時から、勤労福祉会館で公開抽選をし、仮当選者を決定。後日、本審査を行います。落選者への通知はありませんので、電話で建築課へ、お問い合わせください

ページにも掲載しています。詳しいことは、都市計画課（89局2169番）へ、お問い合わせください。

代替保健師などの登録を受け付け

市では、育児休業などの代替保健師やパート保健師などの登録を受け付けています。

詳しいことは、保健センター（89局0610番）へ、お問い合わせください。

登録職種 ①保健師②助産師③看護師④管理栄養士⑤歯科衛生士⑥臨床心理士の認定を受けた方、または大学で心理学を専攻した方

申し込み 随時受け付け。履歴書と、資格のある場合は資格免許証のコピーをお持ちの上、保健センターへ



知っておきたい

福祉の手当制度と助成制度(平成22年度)

市では、福祉の充実を図るために、医療費の助成制度や障害者手当制度を実施しています。詳しいことは、各担当課へ、お問い合わせください。

障害者手当制度

福祉課 89 - 2131

障害によって生ずる負担の軽減や生活の支援を図るため、障害のある方や障害のある方を育てている方に次の手当を支給しています。

手当名	対 象	支給額など
特別障害者手当	重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする方で、一定の要件に該当する20歳以上の方。なお、施設(介護老人保健施設、介護療養型医療施設を含む)に入所している方や、3カ月を超えて入院している方は除きます	月額 26,440 円 この手当を受けられる方のうち①身体障害者手帳1・2級と療育手帳A判定の合併の方には、月額 7,090 円②身体障害者手帳1・2級、または療育手帳A判定の方には、月額 1,090 円——が加算して支給されます
障害児福祉手当	重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする方で、一定の要件に該当する20歳未満の方。なお、施設に入所している方や、障害を事由にした年金受給者は除きます	月額 14,380 円 この手当を受けられる方のうち①身体障害者手帳1・2級と療育手帳A判定の合併の方には、月額 7,160 円②身体障害者手帳1・2級、または療育手帳A判定の方には、月額 1,160 円——が加算して支給されます
在宅重度障害者手当	上記の手当が受けられない重度の障害があり、次にあげる一定の要件に該当する方が対象です。 ①身体障害者手帳1・2級と療育手帳A判定の合併の方 ②身体障害者手帳1・2級、または療育手帳A判定の方 ③身体障害者手帳3級と療育手帳B判定の合併の方 なお、施設(介護老人保健施設、介護療養型医療施設を含む)に入所している方、65歳以上で新たに手帳を取得された方は除きます	左欄①の方は、月額 16,100 円 左欄②・③の方は、月額 7,000 円
障害者のしあわせを高める手当	身体障害者手帳、療育手帳、または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方。なお、施設(介護老人保健施設、介護療養型医療施設を除く)に入所している方は除きます	年齢と等級に応じ、月額 1,000 円から 3,000 円まで
特別児童扶養手当	次のいずれかに該当する20歳未満の障害者の保護者の方(障害者手帳をお持ちでない方の保護者も申請できます)。 ①療育手帳A判定程度または身体障害者手帳1・2級程度の方 ②療育手帳B判定程度または身体障害者手帳3級程度の方 児童が施設に入所した場合は、資格喪失となります	左欄①の方は、月額 50,750 円 左欄②の方は、月額 33,800 円

※上記の障害者手当制度には、所得による制限があります。

医療費の助成制度

保険年金課 89 - 2164

事業名	対 象	助 成 額	手 続 き
福祉給付金支給事業	後期高齢者医療保険の被保険者のうち、ひとり暮らしで、市民税が非課税の方。なお、ひとり暮らしとして認められるには、一定の基準を満たしていることが必要です	医療機関で支払った自己負担額の2分の1(保険診療以外の実費は含まれません。高額医療費の支給を受けた場合は、その額を控除した金額)	保険証、印鑑、金融機関の振込先の分かるもの、非課税証明書(年の途中で転入された方だけ)をお持ちの上、保険年金課(本庁舎1階)へ

※このほかに、子ども医療費・母子家庭等医療費・精神障害者医療費・障害者医療費・後期高齢者福祉医療費の支給事業があります。